

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

モンゴル人権報告書 2016 年版

概要

モンゴルは複数政党議会制民主主義国である。2016 年の議会選挙と 2013 年の大統領選挙はおおむね自由かつ公正であったが、オブザーバーは議会選挙前の選挙法改正の遅延についての懸念を表明し、同法の漠然とした平等アクセスの規定が、有権者に情報を提供するメディアの能力を弱体化させていると述べた。

文民当局は治安部隊に対する有効な支配をおおむね維持していた。

最も深刻な人権問題は汚職と広範囲に及ぶドメスティック・バイオレンスであった。曖昧な法律と立法上のプロセス、施行上のプロセス、及び司法手続きにおける透明性の不足は、政府の能率を弱体化させ、汚職を招いていた。裁判所は、刑事訴追と民事上の紛争の独立的で中立な審判者として機能することに失敗していた。ドメスティック・バイオレンスは蔓延しており、政府はそれに効果的に対処していなかった。

他の人権問題は、受刑者と被勾留者への警察の虐待、収容施設の劣悪な状況、恣意的な逮捕と長期にわたる公判前勾留、メディアコンテンツに対する政府の制限、集会の自由に対する制限、児童虐待、出国の禁止、人身売買、障害者に対する差別、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、及びインターセックス (LGBTI) の人々に対する差別、そして賃金の差し押さえを通しての搾取を含む、一部の外国人契約労働者に対する苛酷な労働条件などであった。

虐待に関与した関係者を処罰する、又は差別を修正するための政府の措置には一貫性がなかった。

第 1 節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

a 恣意的な生命の剥奪及び他の法に基づかない又は政治的動機による殺害

政府又はその職員が、恣意的又は不法な殺害に関与したとの報告はなかった。

b 失踪

政治的動機による失踪についての報告はなかった。

c 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

法律はそのような慣行を禁じている。にもかかわらず、国家人権委員会（National Human Rights Commission: NHRC）とその他の非政府組織（NGO）は、一部の受刑者と被勾留者に対する、特に自白を得るための拷問に加え、不要な実力行使と残酷、非人道的、又は品位を貶める取扱い及び処罰は問題であると報告した。

法務省（Ministry of Justice: MOJ）によると、2016 年の最初の 8 ヶ月間に警察庁（National Police Agency: NPA）に報告された公務員、警察官、又は捜査員による武力行使、圧力、又は拷問に関する苦情 25 件のうち 21 件で、個人は刑事責任を追求することを断った。残る 4 件の苦情のうち 2 件は別の管轄に転送されて、1 件は却下されて、もう 1 件は 9 月現在でいまだに調査中であった。NPA は、公務員、警察官、又は捜査員による個人の健康又は身体に対する武力行使についての苦情 24 件を受理した。そのうち 15 件は 9 月現在でいまだに調査中であり、6 件は検察庁に送られていた。NPA は、受刑者と被勾留者が、2016 年前半における前記の虐待についての苦情 16 件を提出したと報告した。

NHRC、NGO、及び弁護士は、被勾留者を強制するか、威嚇する試みにおいて、当局が被勾留者の家族を脅迫して、繰り返し被勾留者を移転させるか、彼らを自宅と家族から遠い収容施設に収容して、法律相談へのアクセスと家族による訪問を困難にしていると報告した。人権 NGO は拷問又は虐待の証拠収集への妨害について報告した。例えば、多くの刑務所と収容施設には尋問を監視するためのカメラが設置されているが、カメラはしばしば報告された虐待の発生時には動作不能になっていたと報告された。

地元の警察は、職権乱用と拷問の疑惑の調査に責任がある。NHRC と NGO は、警察の権力乱用又は拷問の疑いに関係する事件の調査に対する国民の信頼を揺るがすような利害対立の可能性について懸念を表明した。

法律の専門家と NGO は、職権乱用者とされる人に説明責任を負わせることへのその他の多数の障害を挙げた。例えば、公職者による職権乱用又は拷問の起訴において、刑法の主要な条項に基づいて審理されうるのは警察の刑事と捜査員だけである。さらに、この条項は身体的な虐待のみを対象としており、容疑者又はその家族に対する心理的な虐待又は脅迫を対象としていない。法執行機関の職員は、身体への深刻な傷害を意図的に与えた責任を問うために拘束されうるが、この犯罪の起訴はまれであった。法律は、禁止される行為が任務の過程での上司からの命令に従って行われた場合には犯罪を構成しないと定めている。法律は、違法な命令を出した者が、危害の原因に刑事上の責任があると規定しているが、

起訴されることはまれであった。アムネスティ・インターナショナル(Amnesty International)、検察官、及び裁判官によると、捜査員又は検察官の命令で自白の強要に関与したとされる法執行機関の職員に、法律は有効な免責を与える。NHRC によると、証拠不十分、又は傷害の程度が決定されなかったために、当局が精神的拷問を訴える告訴を却下する場合もあった。さらに、証人自身が一般に被勾留者又は受刑者であり、家族に対する脅迫と潜在的により長期の判決が罪に追加される脅威などを含めて、証言させないための大きな圧力がかかった。

(2016 年) 9 月現在、NPA は公務員による強姦についての 2 件の苦情を報告した。NPA は 1 件を刑事事件として認めなかった。もう 1 件は年末の時点でまだ調査中であった。

刑務所及び収容施設の状況

NGO の報告によると、判決執行庁 (General Executive Agency of Court Decisions: GEACD) が管理する一部の刑務所と裁判前収容施設並びに GEACD が管理する国外追放を待つ者の収容施設の状況は、近年の改良にもかかわらず依然として劣悪であり、場合によっては苛酷であった。

物理的状況： 男性と女性は同様の状況の下で別個の施設に拘禁された。当局は彼らの犯罪の深刻さに基づいたレベルの警備を男性受刑者に割り当てて、彼らに対応する警備レベルの刑務所に収容した。幼児の子どもをもつ受刑者のための施設と、警備レベルの異なる別個の施設を備えた女性刑務所が 1 ヶ所あった。裁判前の被勾留者と既決囚には別々の施設があった。

GEACD の 24 ヶ所の刑務所と 28 ヶ所の公判前収容施設は一般に過密ではなかったが、NGO と政府当局は、より古い刑務所と公判前収容施設では、不十分な医療、衣類、寝具、食物、水質、加熱、照明、換気、衛生設備、及び障害者用の宿泊設備にしばしば問題があると報告した。これらの問題はしばしば農村部の方がより悪かった。新規の施設や新しく改築された施設では、一般に状況は改善されていた。警察が運営する薬物依存治療センターの状況はしばしば劣悪であった。

GEACD は (2016 年) 9 月現在で、刑務所で 3 人の死亡者が出ており、公判前収容施設では死亡者が出なかったと報告した。MOJ によると、過去数年とは異なり、結核感染患者は刑務所で 1 人も出なかった。矯正施設当局は日常的に、末期の病にある患者を死の直前に解放しているが、このことをモンゴル刑務所共同体 (Prison Fellowship of Mongolia) は、受刑者の死亡統計値が低いとの誤解を招くような行為であると非難した。

運営： 受刑者の苦情に対応するオンブズマン機能はない。検察庁は刑務所と収容施設の状況を監視する。法律は、受刑者と被勾留者が無検閲の苦情を司法当局に提出し、刑務所状況の調査を要求することを許可している。検察庁と NHRC は、刑務所、公判前収容施設、及び警察収容施設に対し、複数回のスケジュールで、無計画の、苦情に基づいた検査を実施した。検査によって、人権侵害の可能性のある状況、又は生じている人権侵害の是正要求を改善するための指針がもたらされた。

独立的監視： 政府は非政府系の独立オブザーバーと NHRC によるアクセスを許可したが、アクセスは一般に低～中間警備レベルの施設に限定され、当局はオブザーバーの視察を許可する領域を制限する場合があった。

d 恣意的な逮捕又は拘留

法律は、何人も規定された手順を除外して逮捕されず、勾留されず、自由を剥奪されないものと規定しており、ほとんどの政府機関が一般にこれらの禁止令を遵守していた。しかし、諜報庁（General Intelligence Agency: GIA）は、罪状がなくても尋問のために容疑者を拘束する場合があった。

警察及び治安組織の役割

法務省の下で活動する NPA と国境警備庁（General Authority for Border Protection）は、主として国内の治安に責任を負う。その文民の長が首相に報告を行う GIA は、国外の情報収集と活動に加え、国内の治安のために前記の機関を補助する。

国防省（Ministry of Defense）に報告を行う国軍は国防に責任を負うが、国内の緊急援助と災害救助の提供においても国内の治安部隊を補助する。

文民当局は一般に国内外の両方の治安部隊に対する支配を維持していたが、警察による職権乱用の疑惑を調査する機構は依然として不十分であった。勾留されていない容疑者に対する警察の虐待の例が報告された。（2016 年）9 月までに、NPA は、刑事事件につながった警官による一般市民への暴力の苦情 7 件を報告した。そのような事件では、告訴が提出された際に、当該警官は任務から解除された。9 月現在で、どの事件も解決されていなかった。

逮捕手続及び拘留中の取扱い

証拠に基づき、検察で承認された令状は、一般に、犯罪の根拠に基づいて容疑者を逮捕するために必要とされる。逮捕から 72 時間以内に、検察は、勾留を延長するか又は容疑者を釈放するかを 48 時間以内に決めなければならない裁判官に対し、逮捕の根拠と理由を示す要望書を提出しなければならない。逮捕当局は、逮捕から 24 時間以内に容疑者の家族に通知しなければならない。法律における「切迫した状況」の例外は、警察が令状なしで容疑者を逮捕することを可能にする。例外の例は、現行犯の容疑者の発見、逃走する容疑者の緊急越境追跡、重罪への関与の合理的な疑惑、及び裁判官の介在が困難な場合などである。そのような場合に、検察は 24 時間以内に逮捕を承認しなければならない、裁判官は通常の 48 時間の期限以内に逮捕を承認しなければならない。逮捕後に 72 時間が経過して、裁判官が決定を下していなければ、警察は容疑者を釈放しなければならない。釈放の際、当局は逮捕と勾留の理由を容疑者に知らせなければならない。

法律は、警察が容疑者を勾留できる根拠を明確に定義しているが、釈放の根拠は明確ではない。NHRC によると、これは時に最高 30 ヶ月という長期の、法律上許された勾留を結果として生じていた。

NHRC は、捜査機関が時に秘密裏に行われる捜査で時に司法の認可なく容疑者を拘留し、警察が（検察官の承認による）保釈、別の者の個人保証、容疑者が出国しないことを誓約する署名入りの覚書、及び軍の監視などの、他の拘束方法が利用可能であるにもかかわらず、そのような容疑者を拘留する傾向があると報告した。個人的保証制度は、容疑者の親族に、告発された家族の一員を保証することを許可する（保釈と違い、この制度は、釈放と引き換えの誓約された警備を伴わない）。この制度は、通常あまり深刻ではない違反により告発された者に適用されるが、あらゆるタイプの犯罪に利用可能である。

これらの問題にもかかわらず、当局は一般に告訴された被勾留者に、犯罪容疑について即座に知らせて、相談を受ける権利についても知らせた。裁判所命令による公判前の最長勾留期間は 24 ヶ月であり、特に殺人などの深刻な罪には追加で 6 ヶ月が許可される。被勾留者は一般に、直ちに家族と面会することができたが、遠隔地への再三の転送又は勾留によって、この権利を切り崩すこともできた。

被勾留者は、公判前の勾留期間と、その後の宣告後を含む法的手続きのすべての段階で弁護士に相談する権利を有している。被告が弁護士を採用しなければ、政府は、被告が自衛を妨げる身体的又は精神的な障害を抱えている場合、未成年者である場合、モンゴル語を駆使する能力がない場合、死刑の対象となりうる場合、あるいは既存の弁護士又は他の被告人との利害対立がある場合には、弁護人を任命しなければならない。貧困状態は要因ではない。被勾留者はかつてよりも法律相談に対する自らの権利を認識するようになったと

伝えられているが、誤認は彼らのこの権利の行使を制限していた。例えば、被勾留者は、多くの場合、法的手続きの当初からこの権利を行使することができることを認識しておらず、多くの場合、彼らの事件が公判に達することがなければ（達するまで）、権利の行使を主張しなかった。さらに、場合によっては遠隔地への再三の転送又は勾留が法律相談へのアクセスを困難にしていた。

恣意的な逮捕： GIA 職員は 2015 年 11 月に民主化運動指導者 S. Zorig の未亡人 B. Bulgan を、1998 年における彼女の夫の殺害に関与した疑いで逮捕し、彼女をトゥヴ（Tuv）県拘置所に移送する前に非公開の場所に短期間監禁状態で拘束した。そこで彼女は独房監禁状態で拘禁されていたと伝えられている。当局は彼女の勾留中に、彼女の事件が非標準勾留手順を必要とする「国家安全保障」の詳細に関係していると主張することによって、政府、報道機関、及び他の組織から複数の問い合わせに対応した。当局は決して Bulgan を起訴しないまま、(2016 年) 9 月に彼女を釈放した。Zorig 事件における他の 3 人の容疑者は、やはり彼らに対する罪状を通知されないまま、11 月現在も収監又は公判前勾留の状態に留まっていた。

裁判前の勾留： 国連拷問禁止委員会（UN Committee against Torture）は（2016 年）8 月の声明の中で、法律の限界を越える場合もある公判前勾留の広範囲に及ぶ適用に関する報告に懸念を表明した。同委員会は、逮捕者の 12 パーセント以上が 12 ヶ月以上にわたって勾留され、3 パーセントが 30 ヶ月以上にわたって勾留されたことを示す報告に懸念を表明した。

被拘留者が法廷で勾留の合法性に異議を唱える能力： 法律は、逮捕又は勾留された者に、裁判において彼らの勾留に関する法的根拠又は恣意的な性質に異議を唱える能力を与えている。不法に勾留されたと認められた者は、補償と損害賠償を求めることができる。

e 公正な公判の否定

憲法と法律は司法の独立を定めているが、NGO と民間企業は、汚職と外部からの影響が続いていると報告した。裁判所は、公判全体で有罪のいかなる実質的証拠も提出されなかった例においてさえ、無罪の評決を下すことも、検察側の異議申し立てに対して刑事責任を却下することもほとんどなかった。放免がより適切であるような場合にも、裁判所はしばしば刑事事件を検察に差し戻した。結果として、いくつかの深刻な刑事事件は解決されないまま、何年間にも渡って検察と裁判所の間を行き来した。

裁判手続

被告人は無実を推定されており、(裁判所が有罪であるとした被告人から手続上の経費を取り戻すことを決めない限り、必要な場合手話通訳を含む通訳によって) 被告人に対する罪状を知らされる権利を有している。法律は、すべての被告人が不当な遅延なく公正な公判を受ける権利、第一審裁判所での被告人の公判(ただし控訴審ではない)に出席する権利、被告人が選択した弁護士(又は、公的な費用で提供された弁護士)と連絡を取る権利、弁護を準備するための適正な時間が与えられる権利、政府が保有する証拠物件にアクセスする権利、証人と対峙する権利、被告側の証人と証拠を提出する権利、罪の証言又は自白を強制されない権利、及び上告する権利についても定めている。NGO とオブザーバーは、当局がこれらの権利を完全には遵守しておらず、裁判官、検察官、及び専門家の証人の贈収賄が不当な有罪判決、棄却、又は判決の縮小の一因となる場合もあったと報告した。

正当な法の手続きにおける欠陥と矛盾は、しばしば公判に混乱を来した。政府が提供する被告側弁護士の数は適正であったが、彼らの質と経験は不均一であったため、多くの被告人は適正な法的代理を欠いていた。裁判官はしばしば、補強証拠がほとんどない状態で自白に依拠した。さらに NGO は、裁判所の意志決定プロセスにおける政府当局と警察官による証人への威嚇、(多くの場合スペースの不足を理由に) 公判の一般公開の制限、及び全体的な透明性の不足を報告した。

政治犯及び政治的理由により拘留された者

政治犯又は政治的理由による被勾留者についての報告はなかった。

民事上の訴訟手続及び救済方法

行政及び司法上の救済策が人権侵害容疑に利用可能である。汚職、外部からの影響、及び裁判所命令の執行の不足は、民事司法制度において問題になっていた。

財産回復

(2016 年) 9 月でそのような事件は発生していなかったが、過去に、半遊牧民の牧夫が、一部の民間及び国有の鉱山権益が彼らの伝統的な放牧地へのアクセスを妨げていると報告した。牧夫は関連書類を欠いたので、補償を求める際に不利な立場にあった。一部の鉱山会社が、自発的再定住と経済的補償を提供した。

f 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は不法な干渉

法律はそのような行為を禁止しており、政府がこれらの禁止令の尊重を怠ったとの報告はなかった。

第2節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など：

a 言論及び報道の自由

法律は言論及び表現の自由を定めているが、政府は一部の内容に制限を課しており、ジャーナリストは自己検閲を行う場合があった。

言論及び表現の自由： デジタルコンテンツとテレビ及びラジオのサービスに関する通信規制委員会（Communications Regulatory Commission: CRC）の規則は、制限されるコンテンツについての限定的な定義を含む広義の言葉づかいでコンテンツに制限を課している。政府はCRCの委員を任命し、CRCは公開諮問なしでテレビとラジオの放送ライセンスを供与する。これは、ライセンス入札プロセスにおける透明性の不足とともに、放送周波数へのアクセスにおける公正な競争を抑制し、政治的なつながりを持つ者に有利に働いていた。

報道機関の代表は、政府又は政党からの嫌がらせを避けるために、彼らが自己検閲を行う場合もあると述べた。

名誉毀損法： 報道機関の代表は、しばしば政府当局と私人又は組織による名誉毀損の苦情に直面していた。法律は名誉毀損と中傷の事件における立証責任を被告側に置いており、名誉毀損と侮辱の両方を犯罪としている。法律によれば、「マスメディアによって名誉毀損を一般大衆に拡散すること」は、最低賃金の150倍以下の罰金又は6ヶ月の懲役による処罰に値する。改正された2016年5月の選挙法は、「報道機関とソーシャルメディアを通じた名誉毀損と偽情報の配布」が報道機関のライセンスの6ヶ月の効力停止につながりうると述べており、選挙運動期間にさらなる制限を課している。

インターネットの自由

法律によれば、個人と集団はインターネットにおける平和な見解の表明に従事することができる。しかし、政府は場合によってはインターネットコンテンツを制限した。政府は（以前に公開されていて）閉鎖されたウェブサイトのリストを管理し、知的所有権に関連するものを含む、関連する法律と規則の違反行為容疑のあるサイトをリストに追加した。

CRC規則は、明らかに好ましくない内容について定義せずに、わいせつな内容と不適当な

内容に広い内容制限を課している。同規則はアクセスの多いウェブサイト、コンテンツにコメントする者又はシェアする者のインターネット・プロトコルアドレスを一般公開で見えるようにするフィルタリング・ソフトの使用を義務づけている。

ウェブサイト上、あるいは政府高官又は選挙の候補者を否定的に批判又は考察した話又は意見を発表したインターネットユーザーによるオンライン表現に対し、政府が CRC 規則を超えて明らかに干渉した事例があった。例えば、(2016 年) 6 月 14 日に、CRC は、公正競争消費者保護局 (Authority for Fair Competition and Consumer Protection: AFCCP) による勧告に対応して、議会の候補者に対する名誉毀損容疑で 11 のウェブサイトへのアクセスを封鎖した。2 日後、ウェブサイトの代表との協議の末に、AFCCP はその勧告を撤回し、CRC はウェブサイトの封鎖を解除した。

インターネットアクセスはモンゴルの都市部の住民には広く利用可能であり、農村部でも急速に普及していた。

学問の自由と文化的行事

学問の自由又は文化的行事に対する政府の規制はなかった。

b 平和的集会及び結社の自由

法律は集会の自由を定めており、政府は一般にこの権利を尊重した。しかし、公共秩序の維持という名目で、ウランバートル (Ulaanbaatar) 市行政当局は、議会選挙の直前と直後の (2016 年) 6 月 28 日～30 日にかけて、公的な娯楽行事とスポーツイベントを禁止した。7 月 11 日～13 日の Naadam フェスティバルと 7 月 15 日～16 日のアジアヨーロッパミーティングサミット (Asia-Europe Meeting Summit) の期間における公共の秩序と外国人客の安全を確保するために、市行政当局は、7 月 1 日～17 日にかけて、ウランバートルの中央広場と他の公共区域での市民社会団体、政党、及び個人のデモと抗議活動の組織を禁止した。

結社の自由

法律は結社の自由を定めており、政府は一般にこの権利を尊重した。

c 信教の自由

以下の URL で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書

(*International Religious Freedom Report*)」を参照のこと。

www.state.gov/religiousfreedomreport/

d 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

法律は、国内移動、国外渡航、移住、及び本国送還の自由を定めており、政府は一般にこれらの権利を尊重した。政府は一般に、国連難民高等弁務官事務所（Office of the UN High Commissioner for Refugees: UNHCR）や UNHCR が承認した難民、庇護希望者、及び他の援助対象者に保護と援助を提供するために、他の人道主義組織と協力していた。

海外渡航：法律は、移住担当当局、裁判所、判決執行庁（GEACD）、及び他の一部の機関に、民事上の紛争、保留中の犯罪捜査、及び移民法違反を含むさまざまな理由のために、出国の防止を要求することを許可しているが、検察庁だけが出口禁止を課すことができる。法律は、逮捕令状又は容疑を保証する公式決定を義務づけていない。出口を拒否するには、損害を受けた当事者による苦情だけで十分である。当局は出国禁止令に基づき、禁止につながった論争が行政上又は裁判によって解決するまで個人の出国を許可せず、禁止は数年間にわたって所定の状態に留まる可能性がある。

難民の保護

庇護へのアクセス：憲法は庇護の付与を定めているが、法律は難民の地位の付与について規定していない。政府は、UNHCR が外国国民の難民主張を判定する間、国内に居住している外国国民に限られた保護を提供するための非公式の制度を設けた。2010 年の法律は、国外追放基準を定め、外国市民帰化局（Agency for Foreign Citizens and Naturalization）（同国の移住官庁）が庇護希望者を追放することを許可している。

雇用：法律は、難民と庇護希望者に具体的な法的地位を与えない。故に原則として、難民と庇護希望者は通常不規則な移民として扱われ、労働許可証は発行されなかった。

基本的サービスの利用：法律が難民の地位を規定していないので、自称の難民は一般に医療と教育などの基本的なサービスへの政府に提供されるアクセスを持たなかった。難民と庇護希望者は UNHCR の支援によって民間の医療施設にアクセスすることができた。

第 3 節 政治的プロセスへの参加の自由

法律は国民に、無記名投票によって行われる、普通平等選挙権に基づいた、自由かつ公正

な周期的選挙において自らの政府を選択する能力を与えている。

選挙及び政治的な参加

最近行われた選挙： 最近の国政選挙は、2016 年の議会選挙と 2013 年の大統領選挙であった。欧州安保協力機構（Organization for Security and Cooperation in Europe: OSCE）の選挙監視使節団は投票を肯定的に評価したが、投票の秘密は常に保証されているわけではなかった。使節団は、これらの選挙が、制限的なメディア関連の規定が有権者に利用可能な情報を制限していたものの、基本的自由を尊重した環境で実施された競争的な選挙運動を特徴とするものであると結論づけた。OSCE は、2016 年 5 月における、混在的な選挙制度から一党の多数者支配主義的制度への変更が、投票の平等という原則と一致しない、議会選挙における有権者間の根深い人口格差を結果として生じさせたと指摘した。OSCE はさらに、議会選挙に先立つ国外の投票の撤廃が、国外に住む 150,000 人の国民から公民権を有効に剥奪したと指摘した。

女性及びマイノリティーの参加： 政府と政治への女性又はマイノリティーの参加を制限する法律はない。夫の名義で財産を所有するなどの文化的な習慣が、選挙運動に提供するために必要な資金を借用する女性の能力に影響する場合もあった（第 6 節を参照）。

第 4 節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律は公職者による汚職に対して刑罰を定めているが、政府は常にこの法律を効果的に実施したわけではなく、汚職はあらゆるレベルで継続していた。一部の公職者は刑罰を免れて不正行為に従事した。民間企業は、政府職員が、申請への影響、許可証の取得、登録の完了のために賄賂を贈るよう強制してきた事例を報告した。

議員は彼らの在職期間内に起訴を免れる。汚職の一因となっている要員は、利害の対立、透明性の不足、情報へのアクセスの不足、不適正な公務員制度、及び主要組織に対する政府統制の弱さなどであった。

汚職防止独立庁（Independent Authority against Corruption: IAAC）は、NPA の組織犯罪局（Organized Crime Division）が補佐する場合もある、贈収賄事件の調査に責任を負う主要な官庁である。IAAC の政治的な公平さに関する問題は持続していたが、国民は同庁を有効であると見なした。IAAC は児童に教材を配布し、地方へのアウトリーチ視察を実施して、国民意識と防止の取り組みを向上させた。

資産公開： 法律は公務員に、自身並びにその配偶者、両親、子ども、及び同居する兄弟姉妹の所有財産と外部の収入源を報告するよう義務づけている。同法は、公務と公務上の役割における公務員の私益の間の利害対立を防止し、当局が公共の利益において行動することを保証するために利害対立を調節及び監視することも目的としている。同法は、立候補に適格であることを示すために、個人的な営利権益に関する財務諸表とアンケートを提出するよう、公職への候補者に義務づけている。

公職者は、任命又は選挙から 30 日以内に、及び彼らの公務への在任期間に一年ごとに、IAAC に私益申告書を提出しなければならない。法律は、そのような申告書が一般公開されるものとするとして規定しており、違反した場合の、罰金から公職からの解任までの行政上の制裁と懲戒処分の範囲についても規定している。IAAC は、警察官と軍の隊員を含めて、公務員の財産申告書を審査するように義務づけられている。違反者は正式な警告を受けて、減給に直面するか、その役職から解任される可能性がある。(2016 年) 4 月に、7 人のウランバートルの鉄道職員が、彼ら個人と世帯の所得表を提出せず、他にも財務上の不規則性が見られたことから降格された。

政府の資金を使う権限を持つ公職者は、所属する省庁のウェブサイトを経費を報告し、監査結果を報告するよう義務づけられている。100 万トゥグリク (MNT) (486 米ドル) を上回るすべての取引は報告が義務づけられている。予算、貸付金、又は債務についての計画は、発生に関与した公職者が役職を退いた後でも監視し、追跡するために、財務省 (Ministry of Finance) に登録されなければならない。

情報の一般公開： 法律は公共機関に、その活動、予算及び財源、人的資源、並びに調達についての情報を国民が入手できるようにすることを義務づけており、こうした情報にアクセスする市民の権利を定めている。しかし、オブザーバーは、広範な理由によって非公開とされる一連の例外があると指摘した。NGO は、当局がプライバシーを理由に 2016 年内に情報開示を拒否したと報告した。NGO は、一般公開によって利用可能な情報が、通常ユーザーに優しいフォーマットでは提供されないとも述べた。開示拒否を審査するための不服審判機構は既存する。

NGO の関係筋によると、広範囲にわたる機密保護法 (State Secrets Law) は、責任追跡性を弱体化させると同時に、情報の自由と政府の透明性を抑制したという。同法は、政策議論と政府監視への市民参加も妨げた。

第 5 節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

さまざまな国内外の人権団体が、人権事件を調査してその所見を公表する上で、おおむね政府からの制限を受けずに活動した。政府当局は、おおむね協力的で、彼らの見解に敏感であった。

政府の人権団体： NHRC は、人権侵害の監視、政策転換の導入と審査、人権 NGO との協働に責任を負う。NHRC は 6 年間の任期で、大統領が指名する 3 名の上級公務員、最高裁判所、及び議会によって構成され、議会から出資される。当局は、政府予算が賃金と運営費をカバーすると報告したが、検査、研修、及び国民意識の啓発活動に十分な資金を提供しておらず、外部の資金源を捜すよう NHRC に促していた。NHRC は、LGBTI の権利などの政治的に議論を呼ぶ人権問題を一貫して支援した。

人権問題の議論において政府と市民社会の間でかなりのコラボレーションがあった。NGO と国際機関は、政府当局が、法律草案プロセスや社会・人権問題に関する公式報告書の策定への NGO の参加に、以前にも増してオープンになったと指摘した。

第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

強姦及びドメスティック・バイオレンス： 刑法は身体的暴力（又は暴力の脅迫）を通じた性行為を禁じており、状況に応じて、15 年以上 25 年以下の懲役又は死刑の刑罰を定めている。（死刑は刑法に存在するが、実際の場合では廃止されている。）配偶者の強姦を禁止する法律はなく、当局は一般にこれを認識又は起訴していない。

NGO は、多くの強姦が報告されなかったと指摘し、ストレスが多い警察と司法の手順に加え、文化的規範によって報告を抑制する傾向があると述べた。

ドメスティック・バイオレンスは深刻で、依然として広範囲に及ぶ問題であった。NGO の暴力防止国民センター（National Center against Violence: NCAV）は、2016 年の最初の 7 ヶ月間に、695 人の負傷者と 6 人の死亡者を含めて、1,130 件のドメスティック・バイオレンスの報告を登録した。ほぼ同じ期間に、NCAV はシェルターを含むサービスを 840 人超の人々に提供した。ウランバートル警視庁のドメスティック・バイオレンス及び児童に対する犯罪防止局（Prevention of Domestic Violence and Crimes against Children Division）は、2015 年の同時期に比べて、2016 年の最初の 7 ヶ月間でドメスティック・バイオレンス犯罪が 27.4 パーセント増加したと報告した。NCAV はこの増加を、国民意識の高まりと悪化する経済情勢に一因があるとしていた。NCAV は、情報を要請する警察官の数の増加と、警察がドメスティック・バイオレンスの通報への応答を拒否したという苦情の減少についても報告し、そ

れもこの問題についての政府と国民の意識の高まりに一因があるとしていた。NCAV は、専門ユニットの導入が、警察によるこの問題への取り組みと事件を終結に導く関与を増大させていると述べた。ドメスティック・バイオレンス対策は、法執行アカデミー（Law Enforcement Academy）の派遣研修カリキュラムと、すべての警察官の職務概要に盛り込まれている。オブザーバーは、ドメスティック・バイオレンスについての一般公開の講演会を開催する NGO と政府機関の精力的なキャンペーンと、その防止の取り組みを活性化させる政府の努力を信頼していた。

ドメスティック・バイオレンスに関する具体的な刑法の規定がないため、検察は刑法の（暴行、殴打、傷害行為、治安紊乱行為、及び不良行為などの）他の規定に基づいて刑事責任を追求する。民法は、抑制命令による場合を含めて、家庭内虐待の被害者に保護手段を提供しているが、多くの手続上その他の障壁が、こうした手段を得て施行することを困難にしている。同法は、ドメスティック・バイオレンスの報告を受理する警察が、苦情を受理して提訴し、事件現場を訪問し、犯人と証人に尋問し、行政処分を実施し、被害者を避難所に送致するよう義務づけている。同法は、住宅からの排除、共有財産の使用に対する禁止、被害者との面会及び未成年者へのアクセスの禁止、並びに行動修正を目的とした強制的研修などの、犯罪者に対する制裁も定めている。ドメスティック・バイオレンスは匿名で報告することができないため、それが人々に報告を思い留まらせる一因になっている可能性がある。

当局は、刑事責任よりも行政上の責任に基づいてドメスティック・バイオレンスの犯人とされる者を勾留した。行政上の責任に基づいて勾留された者は、一般に 15,000 MNT（7 米ドル）の罰金が科され、最大 72 時間の勾留後に釈放された。行政上又は刑事上の違反のいずれによって犯人とされる人物の罪を問うかの決定は、被害者が負った身体的危害の重篤度に拠っていた。

NCAV によると、さまざまな NGO、地方政府機関、及び病院によって運営される 7 ヶ所のシェルター（ウランバートルに 2 ヶ所）と 6 ヶ所のワンストップ・サービスセンター（ウランバートルに 3 ヶ所）があった。ウランバートル警視庁のドメスティック・バイオレンスと児童に対する犯罪防止局は、ドメスティック・バイオレンスの被害者のために警察が運営するシェルターを設けていた。シェルターのスタッフは、2016 年内に NCAV のスタッフから法務省の出資による研修を受けた。

主に病院に設置されたワンストップ・サービスセンターは、最高 72 時間にわたって被害者に緊急シェルターを提供した。より長期間の宿泊施設を必要とする被害者は、通常のシェルターに移された。援助を求めるドメスティック・バイオレンス被害者にとって、特に農

村部におけるシェルターの数の少なさは課題となっていた。NCAV は、警察運営のシェルターだけが 2015 年又は 2016 年に政府から直接出資を受けていたと報告した。政府は、被害者を NCAV や他の NGO に差し向け続けた。

セクシャル・ハラスメント： 法律は、セクシャルハラスメントと苦情の救済に関する社内規定の策定を含めて、職場でセクシャルハラスメントを防止する措置を取る責任を雇用者に負わせているが、刑罰は既定していない（第 7 節 d を参照）。法律は、セクシャルハラスメントの被害者が NHRC に苦情を提出することができると規定しているが、そのような苦情はまれであった。しかし、NHRC は前年に比べて苦情のわずかな増加を報告した。NGO は、不適当な行動に相当するものに対する社会内の自覚と合意が不足しており、それが問題の程度を正確に測ることを困難にしていると述べた。NHRC は、雇用者と被雇用者双方の間で法律のセクシャルハラスメント規定に関する知識が不十分であると報告した。

性と生殖に関する権利： カップルと個人は、彼らの子どもの数、出産間隔、及びタイミングを決定する権利、妊娠・出産に関わる自らの健康を管理する権利、また、差別、強制、及び暴力を受けずにそうした情報と手段にアクセスする権利を有する。10 代の母親を支援する国内の NGO は、社会的な汚名と妊娠・出産に関わる健康について知識の不足が、妊婦治療への若い女性のアクセスを妨げていると報告した。妊娠・出産に関わる健康情報は、障害者にも利用可能な形式ではめったに利用できないものの、広く利用可能であった。車椅子利用者のモンゴル国民連合（Mongolian National Federation of Wheelchair Users）によると、車いすの女性が出産前の健康診断のために病院に行くことは、物理的なアクセスの不足と消極的な態度の両方の理由から、事実上不可能であった。

差別： 法律は、同一労働同一賃金と教育への平等なアクセスを含めて、女性と男性に同じ法的地位と権利を提供する。女性は雇用における差別に直面していたが、これらの権利は一般に遵守されていた（第 7 節 d を参照）。

法律は、政府と政党への女性の包含に関して義務的な割当てを設定している。同法はまた、性別、外観、又は年齢に基づく差別を禁じている。

離婚した女性は、離婚手当と親業に関する権利と責任を詳説する家族法に基づいて、離婚手当の支払いを確保していた。元夫婦は、彼らの婚姻期間に取得した財産を均等に分割する。ほとんどの場合、離婚した妻がすべての子どもの後見を保持していた。離婚した夫は、しばしば子どもの養育費を支払うことを怠っていたが、それによって処罰を受けることはなかった。女性の活動家は、家業が通常は夫の名前で登録されるため、離婚訴訟において所有権が自動的に前の夫に移行され続けていると述べた。

どの個別の政府機関も女性の権利を監督していないが、労働社会保護省（Ministry of Labor and Social Protection）が管轄する男女平等作業部会（Working Group on Gender Equality）は、県及び地方のレベルで、省庁、NGO、及びジェンダー評議会の間の方針と女性の利害を調整している。議会では、社会政策・教育・文化・科学に関する常任委員会（Standing Committee on Social Policy, Education, Culture, and Science）がジェンダー問題を専門的に扱っている。

子ども

出生登録： 市民権は両親に由来しており、出生は一般に直ちに登録されるが、これは農村部の住民の場合には常に当てはまるわけではなかった。登録の不履行は、公共サービスの否定と固定された毎月の現金配布という形での子ども福祉手当にアクセスする資格の欠如につながる可能性がある。これは特に、新しい土地での登録に困難を経験する場合のある、農村部から都市部に移動した市民に影響を及ぼした。

児童虐待： 政府の家族・児童・若者開発庁（Family, Child, and Youth Development Authority: FCYDA）と様々な NGO によると、児童虐待は深刻な問題であり、主としてドメスティック・バイオレンスと性的虐待から成っていた。首都児童・家族開発センター（Capital Child and Family Development Center）による 2015 年の研究は、11～17 歳の子どもの 10 人に 1 人が性的に虐待されていると算定した。NHRC は、子どもが関係当局に報告することを恐れているか、報告できないため、子どもに対するドメスティック・バイオレンスは報告されないことが多いと報告した。FCYDA とウランバートル警視庁は、受理した子どもへのドメスティック・バイオレンスと性的虐待の両方の報告が増えていると報告したが、それをこの問題についての国民意識の高まりと FCYDA が継続している子どもホットライン（児童虐待の報告を受理し、それを警察又は関連官庁に差し向ける）に一因があるとした。

子どもの放棄も問題であった。貧困に関連するネグレクトや多くの場合アルコールの影響による親からの虐待の結果、一部の子どもは孤児になるか、家から逃走した。警察当局は、虐待を行う親の子どもがシェルターに送られたと述べたが、一部のオブザーバーは、多くの若者が虐待を行う親のもとに戻ると指摘した。

ウランバートル警視庁のドメスティック・バイオレンスと児童に対する犯罪防止局の 4 人の担当官と NPA に割り当てられた 2 人の担当官に加えて、各県とウランバートルの 17 地区の警察署には、少年に対する又は少年が関与する犯罪の調査を任命された専門警察官がいた。ウランバートル中心地区の地元巡査は、少年問題について日常的に責任を負っていた。

早期結婚及び強制結婚：結婚に関する法律上の最低年齢は 18 歳であり、親又は保護者の同意を得て、裁判所でも承認された 16～18 歳の未成年者は例外となる。未成年者の結婚については報告がなかった。

児童の性的搾取：法律に違反しているが、18 歳未満の子どもの商業的な性的搾取は問題であった。NGO によると、10 代の少女が、誘拐されるか、強制されるか、又はだまされて、売春で働くことを強いられた例があった。韓国と日本からの買春旅行は、依然として問題になっているという。合意の上の性交に関する最低年齢は 16 歳である。法定強姦（身体的暴力又は暴力の脅威が関係しない 16 歳未満の者との性行為と定義される）法の違反者には、禁固 3 年以下の刑罰が科せられる。法律はあらゆるポルノの生産、販売、又は表示を禁じており、禁固 3 ヶ月以下の刑罰を伴う。NGO は、オンライン幼児ポルノは比較的普通であると述べた。インターネット上の幼児ポルノ又は性的広告に責任を負う専門機関はなかった。警察は、ポルノ、性的なゆすり、及び子どもの性的搾取を扱うネット犯罪部門の設立を含めて、インターネット上の犯罪を捜査する能力を改善する措置を取ったが、警察の技術的専門知識には依然として限界があった。

施設収容児童：教育・文化・科学・スポーツ省（Ministry of Education, Culture, Science, and Sports: MECSS）によると、40,000 人から 50,000 人の子どもが、2016 年のほとんどの間、親許から離れて 500 校以上の全寮制学校で暮らしていた。これらの学校は、家族が遊牧民であるか、又は農村部に住んでいる生徒を受け持つために、主として地方の中心地に設置されている。一部の学校は子どもを過密な寮に収容しており、多くの学校には適正な医療設備がなかった。政府当局、NGO、及び国際機関は、寮での児童虐待と建物の安全性についての懸念を表明した。MECSS は子どもの親と全寮制学校の教員に、FCYDA の子どもホットラインに関する情報を提供した。FCYDA は、2016 年末までに児童の保護方針を策定することをすべての全寮制学校に義務づけた。

国際的な子の奪取：モンゴルは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年ハーグ条約（1980 Hague Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction）の締約国ではない。以下の URL で公開されている米国国務省の「国際的な親による奪取に関する年次報告書（Annual Report on International Parental Abduction）」を参照のこと。

travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html

反ユダヤ政策

ユダヤ人人口は非常に少なく、反ユダヤ主義的行為についての報告はなかった。

人身売買

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (*Trafficking in Persons Report*)」を参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

障害者

法律は障害を、身体あるいは知的、精神的、又は感覚的能力の永久的損傷による制約と定義する。障害者への雇用上の差別に対する法的禁止は限定的である（第 7 節 d を参照）。

教育における差別については明確な禁止がない。法律は、障害のある生徒が確実に教育を受けられる環境を作り出す責任を政府に負わせている。障害のある生徒は主流の学校に通うことを法律で許されているが、ウランバートルには専門的な学校もある。にもかかわらず、障害のある子どもは教育に対する大きな障壁に直面していた。国連開発プログラム (UN Development Program) は (2016 年) 6 月に、障害のある学齢の人々の 66 パーセントしか学校に通っていないと報告した。NGO によると、障害を構成するものについての一般の理解が全くなく、一部にはその結果として、学校は多くの場合、知能障害と発達障害を識別することに失敗していた。学校は、障害児、特に保護者団体の指摘する自閉症又はダウン症候群の子どもを担当するための訓練を受けた教員を欠いた。さらに、NHRC は教科書や他のトレーニング資料が不十分であると報告した。一部の教員は、主流の学校用に作られた、より低い学年向けの教科書を使うか、自分で資料を作り出していた。NHRC は、ほとんどの主流学校が、障害のある児童がアクセスできるような、適切な設備（スクールバスを含む）を備えていなかったと述べており、政府が改修のための資源を十分に割り当てていないと報告した。

法律は、障害者による物理的なアクセスに関する基準を新しく建設される公共の建物に義務づけているが、ほとんどの新しい建物は法律に従って建設されなかった。同法は、20 台を超える車両を持つ交通輸送会社の全車両の少なくとも 10 パーセントを、視覚及び聴覚障害者への便宜を含めて、アクセス可能なものにするよう義務づけている。過去数年におけるいくつかの改善にもかかわらず、公共交通機関は主に障害者にとって近づき難いままの状態にあった。開いたマンホール、突出した障害物、及び自動車運転者が注意を払わない横断歩道によっても、多くの障害者は自由に移動できなかった。

視覚及び聴覚障害のある人々は、アクセス可能な放送メディアの不足のため、公務についての情報を得る上でも依然として苦勞をしていた。障害のある人々は、サービスプロバイ

ダーがこうした人々に情報を到達させるために訓練された人員と適正な技術を欠いていたため、救急サービスへのアクセスの障壁にも直面していた。国内のドメスティック・バイオレンス・シェルターは、障害者にはアクセス可能でなかった。

2013 年の大統領選挙とは異なり、ブライユ点字法による投票用紙は 2016 年の議会選挙では容易に利用可能であった。

労働社会保護省内の障害者開発局は、障害者のための政策とプロジェクトを開発し、実施することに責任を負う。政府は、差別を禁止し、障害者問題に関する大統領顧問官の任命について規定し、障害者への少額の補助金と職業訓練に年間 30 億 MNT（146 万米ドル）を割り当てる、障害者の権利に関する（2016 年）2 月の改正法の採択によるものを含めて、障害者のニーズに注意を向けていた。にもかかわらず、法的保護の施行と便益の提供は依然として不十分であった。

法律は、障害の性質と程度に従って便益を提供することを政府に義務づけている。政府は一般に便益を提供していたが、財政援助の額は少なく、配布機構の不在により、すべての障害者に達していたわけではない。

国籍／人種／少数民族

超国家主義グループは、過去数年ほど活発ではなくなっているが、中国国籍の人々を最大のターゲットとして、単発的な暴力行為に関与し続けた。

性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別及び他の虐待

性的指向又は性同一性に基づいた差別を禁止する法律はない。合意による同性間の性的行為は法律によって禁止されていないが、アムネスティ・インターナショナルと国際レズビアン・ゲイ協会（International Lesbian and Gay Association）は、「性欲の不道德な満足」に言及している刑法の部分を同性間の性的行為に従事する者に対して援用することができると批判した。同法は、性転換手術を受けた人が、性転換を反映した出生証明書と国家身分証明書を再発行させることを許可しており、LGBT センターは、性転換者がこの規定に基づいて首尾よく新しい身分証明書を申請したと報告した。

NGO は、LGBTI の人々が、公共の場と自宅の両方で、彼らの性的指向又は性同一性に基づいた暴力と差別に直面していると繰り返し報告した。LGBT センターは、LGBTI の人々に対するドメスティック・バイオレンスの多くの報告を受理したが、そのほとんどが LGBTI

であることを家族に打ち明けたか、又は家族に気づかれた若者の LGBTI の人々であった。LGBTI コミュニティのメンバーは、過去に LGBTI の人々を標的としていた超国家主義者に対する恐怖も繰り返し口にしていた。

一部のメディアアウトレットは、ゲイの男性、レズビアン、及びトランスジェンダーの人々を蔑称で呼び、彼らを HIV/AIDS、小児愛、及び若者の墮落と結び付けた。さらに、NGO は、オンラインメディアが頻繁に、時にはインターネットコメントの中で彼らの氏名と住所を暴露して、LGBTI の人々を嘲笑していると述べた。

LGBTI の人々は、警察による嫌がらせと監視について報告した。LGBTI の権利に関する事件をどのように処理するかについて、警察と捜査員は近年研修を受けているにもかかわらず、被害者は犯罪容疑の初期の苦情に対応する担当者による嫌がらせを報告した。NGO は限られた法執行データと、社会的な汚名と報復への恐怖による報告の不足の両方のせいで、LGBTI の人々に対して行われた犯罪の程度を推計する困難さについて報告した。LGBTI コミュニティに対する偏った見方を動機とした犯罪の捜査、起訴、又は判決を援助するための憎悪犯罪法又は他の刑事裁判機構は存在しない。性的指向に基づいて警察の収容施設に拘禁された者への虐待についても報告があった。

当局は多くの場合、LGBTI の人々に対する犯罪への関与で告発された者に対する告訴を退けた。LGBTI の人々は、彼らが彼らの攻撃者に対する告訴を申し立てた訴訟において、彼らに敵対的な行為を行っても刑罰を免れる犯人に対する恐怖を報告し、オブザーバーは過小報告の理由として、法執行当局に対する信頼の不足を引き合いに出した。

雇用上の差別も問題であるとの報告があった（第 7 節 d を参照）。

LGBTI の人々の権利のために活動している NGO は、4 年目となる国のプライド活動を組織した。前年と比べて、ウランバートル首都圏及びスフバートル（Sukhbaatar）県知事室は、LGBTI の人々が活動のために自由に集会を開くことを許可していた。

HIV 及び AIDS に対する社会的汚名

HIV/AIDS 感染者に対する公式の差別はなかったが、いくらかの社会的差別は存続していた。NHRC や他のオブザーバーは、公立及び私立の病院と診療所の保健医療サービス提供者が、自らが HIV に罹患することへの恐怖に基づいて、HIV/AIDS 感染者へのサービスをしばしば拒否していると報告した。さらに、HIV と AIDS に関する国連合同プログラム（Joint UN Program on HIV and AIDS）は、HIV/AIDS に感染したすべての女性は、子どもをウランバー

トルの国立伝染病センター（National Center for Communicable Diseases）に送るよう義務づけられていると報告した。女性は自分で費用を負担したが、センターでは新生児医療が施されていない。国民は、付随する社会的汚名と潜在的な雇用差別を被害者に負わせ、概して HIV/AIDS を同性間の性的行為と引き続き結び付けていた。検出された HIV 感染の 3 分の 2 がゲイの男性に関係しているという事実は、この汚名を補強した。

第 7 節 労働者の権利

a 結社の自由及び団体交渉権

法律は、労働者が事前の認可や過度の要件を伴わずに、自主労働組合を組織するか、又は自らが選択する専門職業人組織に参加する労働者の権利を定めている。同法は、差別を受けずに組合活動に参加し、ストを実施し、団体で交渉するほとんどの労働者の権利を定め、組合活動のせいで解雇された労働者の復職を義務づけている。国際労働機関（International Labor Organization: ILO）は、出稼ぎ労働者が組合を結成し、団体で交渉することは不可能に見える」と表明した。

法律は、国家の防衛と安全にとって極めて重要な職種と定義される不可欠なサービス（警察業務、公益事業、及び輸送など）に雇用されている者がストを行うことを禁じており、第三者がストを計画することを禁止する。法律は労働協約によって調整される問題と無関係なストを禁止する。

団体交渉権と結社の自由を規定している法律は、おおむね施行されていた。結社の自由又は団体交渉規定の違反に関する刑罰は 20 万 MNT（97 米ドル）以下の罰金を含むが、違反を阻止する上で十分ではなかった。3 部からなる労使紛争調停委員会（Labor Dispute Settlement Committee）は、個々の労働者と経営管理側との間の争議の大多数を解決した。委員会で解決できなかった事件は裁判所に差し向けられた。モンゴル労働組合連合（Confederation of Mongolian Trade Unions: CMTU）は、このプロセスがとても長かったので、多くの労働者は時間と費用を理由に自らの訴訟を放棄したと報告した。

CMTU は、一部の被雇用者が組合の組織又は組合への参加に対する障壁に直面しているか、又は勤務時間中の組合活動への参加を禁じられていると指摘した。CMTU は、組合活動を理由に懲戒免職処分とされた労働者が必ずしも復職するとは限らないとも述べた。CMTU はさらに、一部の雇用者が、既存の組合を弱体化させる措置を取っていると報告した。例えば、一部の企業は組合費のために控除された被雇用者の給料の一部を他の目的のために使い、組合に資金を転送しなかった。CMTU によると、政府機関に徴収した組合費を転送

するよう義務づけた最高裁判所判決にもかかわらず、ウランバートル、ホブド（Khovd）、及びその他の県は、（2016 年）8 月現在、組合費の徴収と転送を再開する措置を取っていない。CMTU は、一部の雇用者が、団体交渉協定の締結を拒否したと報告した。

b 強制労働の禁止

憲法は、合法的に課された判決の一部である場合を除いて、あらゆる形の強制的な労働を禁止する。法律は強制労働に関する刑罰を定義していない。NGO と政府当局は、検査官の数の少なさ、不十分な出資、国民の意識の低さ、及び明確な刑罰の不足が法律の効果的な施行を制限していると指摘した。法務省はすべての県で専門検査庁（General Agency for Specialized Inspection: GASI、国の主要検査機関）の検査官に対し、労働搾取を特定する方法についての研修を提供した。

強制的な児童労働を含めて、強制労働が発生したとの単発的な報告があった。北朝鮮と中国の労働者が、建設業、製造業、農業、林業、漁業、狩猟、卸売業、小売業、自動車整備業、及び鉱業における強制労働に脆弱であるという報告があった。報道機関の報道は、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）から労働者に支払われるべき賃金のかかなりの部分が北朝鮮政府に支払われており、労働者の移動の自由が、彼らが北朝鮮の監督官と同行して移動するという必要条件によって制限されていることを示唆しており、政府当局はこれを認めた（第 7 節 e を参照）。

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書（*Trafficking in Persons Report*）」も参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

c 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

法律は、14 歳未満の少年が働くことを禁止する。法律によって、14 歳になった少年は、親と政府の許可があれば、職業訓練と労働経験を得るために週あたり最高 30 時間まで働くことができる。15 歳になった少年は、親又は保護者からの許可があれば雇用契約を結ぶことができ、16 歳になった少年は、独自に雇用契約を結ぶことができる。労働社会保護省令によると、18 歳未満の少年は、鉱業や建設業などの危険な職業で働くこと、困難な作業に従事すること、11 月 1 日から 5 月 1 日までの冬季間に少年騎手として勤務すること（少年は他の季節には、7 歳以上であれば騎手になることができる）、夜間に文化的演じもの、サーカス、又は民芸の演じものに参加すること、酒類を販売する仕事で働くこと、又は沿道での行商に従事することが禁じられている。16 歳と 17 歳の少年の週間労働時間における最大

時間数は 36 時間である。

当局は、雇用者が 1 週あたり 40 時間以上働くことを未成年者に要求し、最低賃金未満の額を彼らに支払って、法律に従わないことが多かったと報告した。ILO は、雇用の最低年齢が義務教育を完了する最低年齢よりも低いことを指摘し続けており、2 つの限界を同調させるようにとの政府への勧告を継続した。

子どもに働くことを違法に強制した場合、最低賃金の 51 倍から 250 倍に及ぶ罰金、又は 4 年以下の懲役が科される。子どもを「浮浪と貧窮」に巻き込んだことが判明した者には、最低賃金の 100 倍以下の罰金、又は 250 時間以下の強制労働、又は 5 年以下の懲役が科される。2016 年内に強制的な児童労働に対する政府による起訴又は有罪判決はなかった。

労働社会保護省と FCYDA は、児童労働を防止し、子どもを労働から引き離して、大人の家族構成員の雇用を支援するプログラムのために、1 億 6000 万 MNT (77,750 米ドル) を地方自治体に分配した。FCYDA は、外国の支援により、職工制鉱業区域への査察を含めて、6 県で児童労働についての研修を提供した。FCYDA は、「子どもがいない」現場であったと報告したが、これはおそらくどのような査察又は検査の場合も 2 日前の事前通知を義務づけている法律の規定によるものだというフラストレーションを表明した。政府は、かつて最悪の形の児童労働に従事していた 18 歳未満の少年の数に関するデータを維持していたが、そのような作業から引き離された少年の数に関するデータを提供しなかった。

非公式の職工制鉱業、強制的な物乞い、農業、ホテル及びレストラン、工業、小物売り、ごみあさり、イベント又は路上での曲芸（モンゴルの芸術形式）、及び不法な性の取引で、強制的な児童労働の極端な例を含めて、児童労働が発生した（第 6 節、「子ども」を参照）。統計には限りがあった一方で、NGO と政府当局は、広範囲に及ぶアルコール中毒、貧困、及び親の放棄が、多くの子どもに自らを支える必要を生じさせたと報告した。GASI は、2016 年の前半に労働災害によって死亡又は負傷した子どもはいなかったと報告した。

国際機関は、競馬の少年騎手についての懸念を表明し続けた。NHRC の報告によると、毎年 30,000 人を超える少年騎手が競馬で手綱を取っていた。子どもは一般に、4 歳か 5 歳で馬に乗ることを学び、2 マイルから 20 マイル近くに及ぶレースが開かれる Naadam フェスティバルの間に、幼い子どもは伝統的に騎手を務めていた。冬季における少年騎手のレース参加の禁止にもかかわらず、冬のレースは続いていたという。規則は適正な帽子と胸当てを義務づけているが、安全への政府と世間の注目がより高まっているにもかかわらず、施行には一貫性がなかった。オブザーバーは、全国的なレースでは安全規則がよく遵守されているが、コミュニティと地域のイベントではあまり遵守されていないと報告した。

FCYDA は、公式に是認された全国及び地方のレースに参加するすべての騎手を登録するためのデータベースを維持していた。労働社会保護省によると、(2016 年) 9 月現在で 176 件の落馬、10 件の重傷、及び 1 人の死亡者がこれらのレースで記録されていた。

以下の URL で公開されている米国労働省の「最悪の形態の児童労働に関する所見 (*Findings on the Worst Forms of Child Labor*)」も参照のこと。

www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/

d 雇用及び職業に関する差別

法律は国籍、人種、性又は配偶者の地位、社会的出自又は身分、若しくは地位、富、宗教、又はイデオロギーに基づいた雇用と職業における差別を禁止する。同法は、雇用者による障害者雇用の拒否も禁止しているが、「そのような者の状態が、指定された活動を遂行できないほどのものであるか、さもなければ職場で確立された労働条件に反するものである場合を除いて」を適用して、広い例外を提供する。同法は、雇用者が雇用を拒否すること、又は状態が職務の遂行を困難にしない限り、HIV/AIDS への感染と診断された個人を解雇することを禁止する。同法は、重労働又は幼児と母の健康に影響する可能性のある化学薬品への曝露を余儀なくされる職種で女性が働くことを禁止する。同法は、性的指向又は性同一性、年齢、又は言語に基づいた差別を禁止する文言を含んでいない。

政府は限定的なやり方で法律を施行しており、性的指向、性同一性、及び HIV の状態に関してのみならず、性や障害に基づいた雇用と職業の差別が起きていた。NHRC は、男性が昇進する機会や仕事上で出世する機会は、女性よりも多く与えられているようだと認めた。違反の刑罰には 10 万 MNT (49 米ドル) 以下の罰金が含まれていたが、一般に、違反を阻止する上では十分でなかった。

法律は、25 人を超える被雇用者がいる職場では、少なくとも 4 パーセントにあたる障害者を雇用するか、さもなければ月間最低賃金の 30~50 パーセントの罰金を支払うように義務づけているが、NGO は、雇用を嫌がる気風は根強く、多くの会社は罰金を支払う方を選んでいると報告した。NGO は、政府自体が 4 パーセントの割当てを守っていないとも語った。(2016 年) 5 月に、国家社会福祉庁 (State Social Welfare Office) は、障害者の 20 パーセント未満が雇用されていると推計した。障害者コミュニティのメンバーは、雇用された場合でさえ、利用可能な公共交通機関の不足により、障害者が仕事を続けることは難しいと指摘した (第 6 節、「障害者」を参照)。

NGO、NHRC、及び LGBTI コミュニティのメンバーは、企業が自らの性的指向や性同一性

についてオープンな LGBTI の人を雇うことはめったになく、職場で頻繁に自らの立場を明らかにする LGBTI の人は、解雇の可能性を含めて、差別に直面すると報告した。LGBTI の人は違法に解雇されても、自らの立場を公開して差別のリスクを増大させるのを避けるために、めったに裁判所命令を求めなかった。政府は、職場での LGBTI の人々に対する差別に対処する措置を全く講じていなかった。

外国人出稼ぎ労働者は、一般市民と同レベルの労働法違反からの保護を受けていなかった。

e 受入れ可能な労働条件

最低賃金は1ヶ月あたり19万2千MNT（93米ドル）であり、公共部門と民間部門の双方の労働者に適用された。CMTUによると、最低賃金は適正な生活水準を実現しなかった。深刻なインフレが問題を悪化させていた。労働社会保護省は、労働組合の代表及び使用者との協議で、2年ごとに最低賃金を更新している。

標準法定週間労働時間数は40時間であり、週間労働時間数の間に48時間の最小休憩時間を取ることにしている。法律によって、時間外労働は公休日の場合標準時間給の2倍で、週末と延長時間の場合標準時間給の1.5倍で、又は働いた時間外の時間数と同等の有給休暇によって補償される。CMTUは、公務員がほとんどの場合時間外手当を得ていないと報告した。法律は、妊娠した女性と授乳期間中の母親が時間外に働くことを禁止する。法律は、年間15日から始まり、被雇用者の就業時間の長さに応じて増大する年間有給休暇の資格を被雇用者に与える。労働者の病気休暇を義務づける法律はない。政府によると、雇用者はこれについて独自の規則を設定しているという。

労働社会保護省当局は多くの基準が旧式であると述べたが、労働、協同組合、及び企業に関する法律は、国民と外国人の労働者に等しく適用される労働衛生安全基準を設定していた。

GASIの県及び地方出張所に配置された労働検査官は、すべての労働法規の施行に責任を負い、即時の遵守を強制する権限を有している。しかし、最低賃金、勤務時間、及び労働安全衛生を決定する法律の施行は、労働検査官の数の少なさと民間企業の数増加のために限界があった。検査官は一般に非公式部門での検査を実施しなかった。GASIは労働安全に重点を置いて63人の検査官を、衛生問題に重点を置いて32人の検査官を雇用した。

GASIは、労働基準を遵守しないために、又は事故を隠蔽したために企業に科される罰金が、運営管理側に問題を解決するように促すには不十分であると認めた。法律は、どのような

検査にも少なくとも 2 日前までの事前通知を義務づけているが、NHRC によると、そのことが違反を隠蔽するための時間的余裕をもたらしているという。さらに、労働安全衛生に責任を負う被雇用者は、しばしば経験が不足しているか、又は研修を受けていなかった。唯一の認可された研修センターはウランバートルにあった。

政府は非公式経済における労働者に年金その他の保護を提供していない一方で、そのような労働者は、医療、教育、社会的受給権、及び選択的形式の社会保障を利用することができた。

多くの労働者は、特に農村部の小さな会社では、最低賃金よりも少ない額しか受け取っていないかった。CMTU は、冬の厳しい寒さのせいで数ヶ月にわたる作業も余儀なくされる建設部門の労働者が、時には長時間の労働を強いられ、事故と負傷のリスクを増大させているとの懸念を表明した。

CMTU は、Oyu Tolgoi 鉱山と Tavan Tolgoi 鉱山で雇用されている外国人の数についての懸念を一貫して表明しており、地元の労働力が優勢となる状態を確保するように求めていた。使用者側は、地元では熟練労働者や半熟練労働者の人材が不十分であると主張する一方、CMTU は、熟練労働者が得られるのに、十分に活用していないと反論した。労働者側も、同じ仕事をして同等の資格がある地元の人間よりも、何倍も高い給料を外国人労働者が受け取っていると述べた。この問題をめぐる使用者、政府、及び CMTU の間の議論は、2016 年の間中続いていた。

多くの外国人労働者が、その大半は中国人の鉱山労働者と建設作業員であるが、政府の規則に適合しない条件で働いていたという。GASI は、外国人労働者の職場の衛生安全状態を検査したが、賃金を監視したり、生活状態を検査したりする権限はなかったと報告した。強い安全方針を持つ企業は、地元の労働者と外国人労働者が安全基準を遵守していると保証した。安全方針が不十分な企業は、外国人と地元の労働者の双方に影響が及んだ数多くの事故を起こした。

北朝鮮からの推定 1,775 人にのぼる労働者の状況は、十分に知られていなかった。彼らの契約上の合意、労働者の権利、及び補償は謎に包まれていた。NGO は、政府が北朝鮮政府との合意と仲介企業の行動に頼って、北朝鮮労働者の契約に対する権限をほとんど担っていないと報告した。これらの労働者は、伝えられるところでは苛酷な労働と生活状態において、特に夏の間多くの部門に雇用されていた。オブザーバーと政府当局は、北朝鮮労働者がおそらく最低賃金を受け取ってはならず、しばしば標準以下の状況で働き、彼らの賃金の大半は北朝鮮政府に直接支払われていると述べた。

旧式の機械への依存、メンテナンス不良、及び管理上の誤りは、特に建設、鉱山、及び電力部門において頻繁な労働災害をもたらしていた。NHRC によると、建設部門における適切な労働保護と安全手順の不足は、同部門をとりわけ事故に影響され易くしていた。GASI によると、Tavan Tolgoi や Oyu Tolgoi のプロジェクトのような大規模な多国籍プロジェクトは、安全の確保がより優れていた。CMTU は、危険な状況で働くことを拒否する権利についての労働者の認識が制限されていると述べた。CMTU は、政府機関と企業は多くの場合、予算資源を職場の安全に割り当てるように彼らに義務づけている規則の遵守を怠っているとも報告した。

2016 年内に、GASI は国有企業と民間企業に安全研修を提供した。GASI によると、研修によって、過去には事故が頻繁に起きていた軽工業、食品、健康、及び教育などの部門における労働災害件数の減少がもたらされた。